

## 保健福祉大学大学院保健福祉学研究科教授会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科規則第4条第4項の規定に基づき、研究科教授会の運営に関し必要な事項を定める。

### (会議)

第2条 研究科教授会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、副研究科長（副研究科長が置かれない場合は、あらかじめ研究科長が指名した教授）がその職務を代理する。

3 研究科教授会は、原則として毎月1回開催する。ただし研究科長が必要と認めるときは、臨時に研究科教授会を開催することができる。

4 研究科長は、構成員の3分の1以上から要求があったときは、研究科教授会を招集しなければならない。

### (成立及び議事)

第3条 研究科教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状をもって、出席と見なすことができる。

2 研究科教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、研究科教授会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

### (委員会への諮問)

第4条 研究科長は、審議事項のうち、必要があるときは、研究科教授会に諮り、常設若しくは臨時の委員会に諮問することができる。

2 前項の諮問を受けた委員会の委員長は、その審議の結果を研究科教授会に報告しなければならない。

### (構成員以外の者の出席)

第5条 研究科長は、必要に応じ構成員以外の者の会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

### (議事録)

第6条 研究科教授会は、議事について議事録を作成する。

2 議事録は、事務局長が保管し、構成員の要求があったときは、閲覧に供する。

### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究科教授会の運営に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て学長が定める。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。